

いすみ市大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸
海岸づくり会議 地区勉強会（大原地区）

会議録

日時： 令和6年10月25日（金）
午後6時25分～午後7時32分
場所： いすみ市役所3階 大会議室

1 開会 午後6時25分

○**司会** 本日はお忙しい中、地区勉強会に参加していただきありがとうございます。定刻前ですけれども全員お揃いですので、ただ今からいすみ市大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸海岸づくり会議の大原地区における地区勉強会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます。いすみ市役所建設課です。どうぞよろしくお願いいたします。

これより着座にて進行させていただきます。それでは、地区勉強会開催にあたりまして、配付資料の確認をお願いします。

まず本日の次第、続いて資料1「海岸づくり会議の目的及び趣旨」、次に資料2「津波対策に対する意見聴取の進め方」、資料3「千葉県津波対策案」、資料4「第1回海岸づくり会議会議録」以上の5点となります。

不足している資料がありましたら、お申し出ください。

なお、配布した資料につきましては、会議終了後、回収させていただきますので、お帰りの際はそのまま置いていただきますようお願いいたします。

また、事務局は会議結果を取りまとめる関係から写真撮影、録音等を行いますので、ご了承願います。それでは次第に沿って進めさせていただきます。

2 挨拶

○**司会** 次第の2「挨拶」

地区勉強会開催にあたり、いすみ市建設課より、ご挨拶申し上げます。

○**事務局** 皆さま、こんばんは、いすみ市建設課です。よろしくお願いいたします。本日は夕方の貴重な時間にお集まりくださりまして、誠にありがとうございます。本日の海岸づくり地区勉強会につきましては、昨年7月30日に第1回海岸づくり会議を開催し、同年中に地区勉強会を開催する予定でありましたが、台風や大雨による多くの災害復旧事業のために、開催が困難となり県と協議した結果、大変遅くなりましたが、本日開催させていただくこととなりました。お詫びして申し上げます。

年度も変わり、区長さんも交代されていますので、この後、海岸づくり会議の目的及び趣旨を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3 出席職員紹介

○**司会** 続きまして次第の3「出席職員紹介」に移ります。

本日出席しております千葉県及びいすみ市職員の紹介をさせていただきます。

4 事業説明

○**司会** 続きまして次第の4「事業説明」に移らせていただきます。

お手元の資料1「海岸づくり会議の目的及び趣旨」及び資料の2「津波対策に対する意見聴取の進め方」について、続けていすみ市より説明をいたします。

なお、ご意見ご質問につきましては、次第5の「意見交換会」で求めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは事務局より説明いたします。

○**事務局** 資料1をご覧ください。目的は、本会議は「いすみ市大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸」において、千葉県が「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づく事業を実施するにあたり、津波対策について地域の意見を聞くことを目的としております。

次に海岸づくり会議設立の趣旨ですが、千葉県では津波防護の考え方を取り入れた海岸保全基本計画の変更を平成28年9月に行い、整備については海岸保全基本計画の防護水準を基本としています。

また、地域の意向や特性に応じたきめ細やかな海岸づくりを推進していくためには、海岸ごとに地域住民や関係団体の意見を聞き計画を策定し、防護環境利用が調和した総合的管理を行うことが望ましいとされています。このため、大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸についても、いすみ市を主体として関係団体や地域の住民などからなる海岸づくり会議を設置し、地域全体による魅力がある海岸づくりを目指しています。検討対象位置については、図に示すとおり日在浦海岸から大原漁港海岸となります。

続きまして、「津波に対する意見聴取の進め方」について説明いたします。

資料2をご覧ください。ステップ1といたしまして、第1回海岸づくり会議、現状理解といたしまして、昨年7月30日に開催いたしました会議となります。目的といたしましては、現状と課題の共有、議題といたしまして1開催趣旨及び運営要領の説明、2津波対策の考え方、3対象地域の概要、防護ライン断面イメージ、4意見交換となります。

ステップ2といたしましては、現状理解といたしまして意見募集や地区勉強会といたしまして、各地区への事業説明などを検討・協議し、実施の方向で検討してまいります。これが本日の会議となります。

ステップ3といたしましては第2回海岸づくり会議対策案検討となり、目的は対策案の検討、議題といたしまして1対策案断面、防護ラインへの意見、2対策案の設定となります。

なお、今後の地区勉強会や会議の回数、内容等は進捗の状況により適宜変更いたします。以上となります。

○**司会** 資料1及び資料2の説明が終わりました。続いて資料3千葉県津波対策案の説明については千葉県より説明をお願いいたします。

○**夷隅土木事務所A** 皆さまこんばんは、千葉県夷隅土木事務所建設課です。よろしくお願いいたします。今、お話ありましたように、県では津波対策について海岸に近い地区の皆様のご意見をいただきたいと考えております。私からは、千葉県津波対策案の大原海岸日在浦地区について基本的な事項をご説明いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

2ページ目をご覧ください。

本資料の目次を示しております。

1では千葉県における「千葉東沿岸海岸保全基本計画」についてご説明いたします。2では「津波対策における対象とする津波の種類とその対応策に関する基本的な考え方」についてお示しいたします。3では「津波対策基本方針」について、防潮堤等の海岸保全施設で背後地を防護するにあたっての防護施設の高さについての考え方をお示しします。4では「津波に対する一般的な対策事例」をお示しいたします。5では「千葉県の津波対策基本方針」について、大原海岸日在浦地区における津波の浸水範囲の予測図と津波・高潮・高波対策を考慮した海岸安全施設等の高さの目安、護岸によるハード対策を行った場合のイメージをお示しいたします。

3ページをご覧ください。

海岸保全計画についてでございます。千葉県では、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸防護のための施設の整備はもとより、環境保全や利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくこととしております。

平成23年3月11日に発生しました「東北地方太平洋沖地震」では、千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから、防護の考え方を見直す必要が生じました。そこで、県では平成25年11月に「千葉東沿岸海岸保全基本計画」の変更を行ったところであり、海岸保全施設の高さの目安を「高潮」から守る高さから、「高潮」と「津波」どちらでも守れる高さに変更しております。

4ページをご覧ください。

津波への対応の考え方についてご説明いたします。今後、津波対策を構築するにあたりまして、基本的に2つのレベルの津波を想定する必要があります。

1つはL1津波と呼ばれる津波で、これは発生が数十年から百数十年に一度程度と、この後お話しします最大クラスの津波と比較すると、発生頻度が高く、津波の高さは低いものの大きな被害をもたらす津波を示しております。

もう一つがL2津波と呼ばれるもので、これが最大クラスですね。発生頻度は極めて低いものですが、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を示しております。

前者のL1津波を設計津波と設定しまして、人命とか住民財産の保護、地域経済の

確保の観点から、原則として防護施設等を整備するなどの対策を行い、後背地を防護いたします。

後者の L2 津波については最大クラスの津波ですので、この津波を対象として対策工等を考えると、施設規模が巨大なものになって、整備のための用地確保とか整備期間、あるいはコストの面から実現性が乏しいものとなってしまいます。

よって、最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを優先としまして、避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を確立するものとしております。

5 ページをご覧ください。

津波対策の基本方針についてご説明いたします。先ほど津波対策の基本的な考え方でもご説明しましたとおり、対策工として施設整備を行う場合の設計津波としては、発生頻度の比較的高い津波である L1 津波を対象としております。図にお示ししていますように、防潮堤等の海岸保全施設や山、崖などの自然の地形、土塁、海岸部にある道路などを含めた「海岸保全施設等の高さの目安」は、L1 津波の到達高を予測計算した上で、津波に先駆けて発生する地震で地盤沈下などもありますので、そういった要素をあらかじめ加えた高さで設定しております。

一方、先ほどの説明にありました最大クラスの津波である L2 津波については、L1 津波に対する対策をとったとしても、防潮堤を乗り越えて背後地に浸水が生じることが想定されます。このため、最大クラスの津波に対する備えとしましては、防潮堤等の高さの確保によるものではなく、避難をするとした対処とするものとしております。

L1 津波に対する対策をしたとしてもこれで絶対安心ということではありませんので、津波の発生が予想された場合には、避難行動をとっていただく必要があると考えております。

次のページをご覧ください。(P6)

L1 津波に対する一般的な対策事例についてご説明いたします。

L1 津波の対策としては、構造物によります津波の制御を目的としたハード対策と、津波被害の軽減を目的として避難を軸とするソフト対策の 2 つの津波対策がございます。ハード対策を実施するかどうかということについても、ソフト対策と合わせて考えていく必要がございます。

なお、夷隅土木事務所管内で以前に他の箇所で、海岸づくり会議を開催しております。その時は「海岸利用の利便性が下がってしまう」とか、「景観が悪くなる」とか、「津波が来た時には逃げるからいい」とか、そういった意見をいただきまして、防潮堤等の嵩上げによる海岸保全施設のハード対策は行わないようにすることとして、避難を軸とするソフト対策で対応しますということで、意見がまとまったこともございます。

7 ページをご覧ください。

まずハード面の津波対策の事例ですけれども、構造物によります。

津波の制御を目的としまして、防潮堤、それから津波防波堤の整備や、護岸、堤防、水門、陸閘などの整備というものがございます。

次のページをご覧ください。(P8)

続いて、ソフト面での津波対策に対する一般的な対策事例としまして、津波被害の軽減を目的に、津波のハザードマップの作成や避難路標識、避難場所の整備、津波避難タワーと施設の整備などがございます。以上が一般的な津波に対する基本的な事項でございます。

9 ページをご覧ください。

海岸保全基本計画上の検討区間についてご説明いたします。

千葉県で海岸保全を考える上での区分としまして、図のように県内の沿岸地域で地域の特性が同じ区間で分割しております。青字で示しておりますのは、浦安から館山市洲崎までの東京湾沿岸 7 地域海岸でございます。赤字で示しておりますのは、銚子市から館山市洲崎までの千葉東沿岸 13 地域海岸となっております。それで大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸につきましては、こちらの赤字の千葉東沿岸 13 地域海岸のうちの⑩太東漁港から松部漁港までの海岸というふうになっております。

次のページをご覧ください。(P10)

ここでは、大原海岸日在浦地区における津波高潮高波対策を考慮した海岸保全施設の防御施設の高さの目安を示しております。

海岸保全施設の高さは、津波対策と高潮対策のそれぞれ必要な高さのうち、高い方を採用することとしています。

今回検討区間であります太東漁港から松部漁港においては、津波対策として必要な高さのシミュレーションを行った結果、一番高かった箇所で T.P. +5.7m というふうになりました。また、高潮対策として必要な高さについては、広域的な高潮であって個別の高潮高ではありませんけれども、T.P. +5.0m となっております。したがって、大原海岸日在浦地区では、津波対策として必要な高さは T.P. +5.7m を採用しまして先ほど申しましたけれども、津波を発生させる地震による地盤沈下が発生する可能性がございますので、10 cm 程度の沈下量を想定しまして T.P. +5.8m を海岸保全施設等の高さの目安として設定しております。なお、大原漁港海岸につきましては、防波堤等を考慮して高さが異なりますので、後ほど漁港海岸地区の方で説明いたしたいと思います。

次のページをご覧ください。(P11)

シミュレーションで計算した大原海岸日在浦地区及び大原漁港海岸地区の浸水予測図についてご説明いたします。浸水予測の範囲における浸水の深さを 2 つに色分けしております。最大水深が 45cm の範囲については黄色で、最大水深が 45 cm 以上の範囲は水色で着色しています。

この浸水予測図は、潮位が高いときに「東北地方大洋沖地震」の津波が発生した場

合のシミュレーションを行ったものです。これを見ますと、主に海岸線及び塩田川沿いで浸水が発生することがわかると思います。

こちらの日在地区につきましては、延長3キロを超えることから、同じような地形ごとに4工区に分割しております。図の右手が北の方、左手が南の方となりまして、右側の北から順に1工区、2工区、3工区、4工区としておりまして、各工区におけるハード対策のイメージをこの後、写真でご説明させていただきたいと思います。

次のページをご覧ください。(P12)

こちらの方は、一番北側、1工区の浸水予測図を拡大したものでございます。

次のページをご覧ください。(P13)

こちらにつきましては2工区、3工区及び4工区の浸水予測図の拡大でございます。

次のページをご覧ください。(P14)

大原海岸日在浦地区における津波対策として必要な施設の高さについて、仮にハード対策を行った場合のイメージをお示しいたします。

イメージの基本的な考え方としましては、図の赤い点線のとおり海岸線に沿って防潮堤を整理することを想定しております。

15 ページをご覧ください。

こちらは一番北側の1工区の現況の写真でございます。

こちらの写真はハード対策前の現在の状況のものです。現況の自転車道の地盤の高さが T.P. +4.11mとなっております。この位置にハード施設である護岸を設置した場合のイメージを次のページで示しております。

次のページをご覧ください。(P16)

仮にこの1工区によるハード対策を行った場合のイメージとして、先ほど説明いたしました防御施設の高さの目安となる T.P. +5.8mまでの高さとなると、現状から約1.7m高い護岸ができることとなります。この設置箇所の位置についてなんですけれども、こちらは海岸法の規定に基づきます。

海岸保全区域という津波、高潮等の被害から海岸を防護するための区域内に設置した場合のイメージとなっております。なお、このイメージとは別に自転車道の位置で整備できないのか、というようなご意見を昨年7月の海岸づくり会議でいただいております。

次のページをご覧ください。(P17)

2工区で1工区の似ている写真でございます。こちらの方に、先ほどの地区と同様のハード施設を設置した場合のイメージが、次のページでございます。(P18) こちらの方は、先ほどの地区と同様の施設を建てられるイメージとなっております。

次の19 ページをご覧ください。

こちらは続いて3工区になります。公園のトイレから駐車場を見た現在の状況でございます。こちらに1工区、2工区と同様の T.P. +5.8mまでの高さのハード施設を

設置した場合のイメージが次のページでございます。

次のページをご覧ください。(P20)

こういった形で3工区に護岸によるハード対策を行った場合のイメージが、こういう形になります。もともとの地盤の高さが先ほどの位置より低いので、護岸の高さが約2mというような形になっております。

次のページをご覧ください。(P21)

こちらは塩田川を渡りました対岸側の河口部の防波堤から太平洋を見た現在の状況写真でございます。こちらは他の3地点と違いまして地盤の高さがT.P. +3.89mですけれども、1.1mの既設の堤防がございます。堤防の一番上の高さにつきましてはT.P. +4.98mとなっております。この位置に必要な高さの護岸を設置した場合のイメージが次のページでございます。

次のページをご覧ください。(P22)

仮にこの4工区の護岸にハード対策を行った場合は、T.P. +5.8mまでの堤防の高さとなることから、堤防の壁高は1.9mとなります。現況の1.1メートルよりも80cm高くなることとなります。

ご覧のように堤防の高さが上がることによりまして、通路から現状のままですと、海面を見ることができないという状況になります。設置位置につきましては、ご覧のような既存の堤防を嵩上げするイメージというふうに考えております。

以上で大原海岸の日在浦地区の説明を終わりにいたしたいと思います。

このあと引き続き、南部漁港事務所の方から大原漁港海岸地区の説明をさせていただきます。

○**南部漁港事務所** 南部漁港事務所です。よろしくお願いします。私から大原漁港海岸地区についてご説明いたします。

資料の次のページをご覧ください。(P24)

目次になります。津波対策の基本的な考え方につきまして、「海岸保全施設の高さの目安」、「浸水予測図」、「津波対策施設整備計画案」、最後に、「対策後のイメージ図」の1から4をお示しいたします。

次のページをご覧ください。(P25)

ここでは、大原漁港海岸地区における津波・高潮・高波対策を考慮した海岸保全施設等の高さの目安を示しております。海岸保全施設等の高さは、津波対策と高潮対策のそれぞれで必要な高さのうち高い方を採用することとしています。

海岸における津波対策として必要な高さは、シミュレーションの結果、T.P. +5.7mとなりました。

大原海岸日在浦地区と違うのは、大原漁港海岸地区でも津波対策として必要な高さを採用しておりますが、漁港施設の背後地は既存の防波堤等へ津波が衝突することにより津波浸水高は低減するため、防護ライン前面の津波高さはT.P. +2.9mに、地震

に伴う地盤の沈下量 10 cmを加味しまして、T. P. +3. 0mを海岸保全施設等の高さの目安として設定いたしました。

漁港施設のない漁港区域の南側の丹ヶ浦付近につきましては、防護ライン前面の津波高さ T. P. +5. 7mに、地震に伴う地盤の沈下量 10cm を加味いたしまして、T. P. + 5. 8mを海岸保全施設の高さの目安として設定いたしました。

次のページをご覧ください。(P26)

こちらは参考資料となりますが、防波堤と防潮堤による多重防護の考え方のイメージとなっております。

次をご覧ください。(P27)

浸水予測範囲における浸水高さを2つに色分けしてございます。最大水深が 45cm未満の範囲は黄色、最大水深が 45cm 以上の範囲は水色で着色されています。

次のページをご覧ください。(P28)

大原漁港海岸地区における津波対策として必要な高さについて、海岸保全施設等にハード対策を行った場合のイメージをお示しいたします。

図面の左手から右手にかけて漁港施設の背後を1工区、それ以外を2工区として工区分けをいたしまして、各地点における撮影方向と写真になります。

整備計画案をご説明いたします。1工区は、お住まいの建物を守るために、岸壁や既存防潮堤に沿って防護ラインを考えております。赤のラインが防護ライン、防潮堤を設置する位置となっております。青のラインを示す2工区は、現状の地盤が高いために津波による住宅等の被害が想定されていない区間でございまして、対策は不要と思料をしております。

なお、赤丸で示したところは、現状背後地から岸壁等への開口部となっておりますが、開口部の対処につきましては、構造形式ですとか統廃合は今後の設計段階で詳細に検討するので、現時点での対処方法としては未定となっております。

次をご覧ください。(P29)

ここからは整備案の対策後のイメージとなっております。

防潮堤等のハード対策を行った場合、漁港施設の背後部は先ほどご説明しました海岸保全施設等の高さの目安となる T. P. +3. 0mの堤防高となることから、堤防の高さは現状の道路より約 60cm 高くなることとなります。

なお、現状の高さは平成 27 年に測量した結果を基にしているため、整備にあたっては改めて測量を実施していく予定でございます。

また、既存の開口部の対処につきましては構造形式など皆様の意見を聞きながら検討していかなければいけません。設置場所についても津波防護の確実性の観点から開口部の統廃合なども合わせて検討することも必要でございます。

次のページをご覧ください。(P30)

イメージ図の2付近は防潮堤がない箇所が多いことから、防潮堤が新規に必要な

ります。また、岸壁近くに防護ラインがあるため通行箇所が制限されることや、防潮堤の新設により漁港の利便性が低下することが懸念されます。漁港への利便性を勘案しまして、遠隔操作や自動化なども検討しなければなりません。

次のページをご覧ください。(P31)

イメージ図3の周辺になります。夷隅東部漁業協同組合の前あたりになりますが、開口部の統廃合も検討が必要となりまして、通行できる範囲は限られてくるかと思われます。

次のページをご覧ください。(P32)

イメージ図2周辺と同じく防潮堤がない場所が多いことから、防潮堤が新規に必要となりまして、漁港の利便性が大きく低下することが懸念されております。

簡単でございますが、大原漁港海岸地区の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**司会** 資料3の説明が終わりました。

津波に対する防御ということで防潮堤の説明がありましたが、資料にあります絵についてはあくまでもイメージでございます。これで決定というわけではございませんので、それとお手元の資料の4でございますが、昨年7月に第1回海岸づくり会議というものが行われました。今日、ご出席いただいている新場、城山、田町の区長さんはご出席いただいたと思いますが、こちらの会議録の要約版が資料4になり、いすみ市のホームページにおいても、こちらの方は公表させていただいております。

内容的には、昨年の海岸づくり会議の中でも、この資料3の説明が行われました。

そして、説明に対して防潮堤の建設に対する反対意見はございませんでした。

会議の主な意見といたしましては、大原漁港においては漁港だけではなく、漁港背後の住居に配慮した計画をしてもらいたいというご意見がありました。

その他には、津波に対する防御をする場所が砂浜ではなく既存の自転車道の位置で自転車道を嵩上げする意見、防潮堤はコンクリートによる無機質なものにならないように、景観や観光資源に配慮したものにしてもらいたい。海岸管理者と保安林管理者で、管理者にとらわれず人命財産を重視し、総合的に考えていただきたいというような意見がございまして、それらのことがこの会議録の方に記載されております。

それでは、以上で次第の4の「事業説明」を終わらせていただきます。

5 意見交換

○**司会** 次に、次第の5「意見交換」に入らせていただきます。

発言の際には、地区名及びお名前をお願いいたします。どんな些細なことでも構いません。用語でも疑問でも結構です。質問に対して、この場で、即答出来ないこともありますけれども、意見聴取の場としてこの勉強会を有意義なものにしたいと思って

おりますので、何かございましたら挙手の上お願いいたします。

○出席者 A (渋谷) 今年からの区長なんで、昨年やったことはちょっとわからないんですけども、以前うちの方も海岸に面しているところもあるし、新場さんとうちの方は隣りあって、地盤的にも低い地区なんですけども避難タワーを設置するという話が、もうよほど前、10 年くらい前かな東日本の後、区で集まって作るとか、タワーにするか土で盛るかという話で、うちの方は土で盛って、場所的には旧第三保育園の跡地にという話を耳にしたことがあるんですけど、そういう話はなくなってしまったんでしょうか、以上です。

○市 危機管理課 A 今の津波避難タワーと避難施設の整備の話なんですけども、こちら確かに津波タワーということで、大原地区、岬地区、日在地区とか、議論を各区とさせていただいた経緯があります。令和元年の前後から議論をして、確かに第三保育所とか、それと岬町の和泉の方までで5カ所ぐらいという候補で、いろんな検討を何回もしてきたということでもありますけれども、いろんな専門的なところの津波の浸水の被害とか、いろんなデータの方を調べて令和3年頃だったと思いますけれども、各区こちらの浜の方の区とかにも対象に会議とかを何回か開いて、こちらの漁港周辺につきましては避難タワーではなく、先ほど漁港の説明があったように3m、4m位あるので、避難施設というより避難経路もいろいろ複雑になるので、避難タワーの建設はせずに、ソフト的な対策を進めていくということで、現在に至った。こういう説明を令和3年ごろ、各区にこのように集まっていただいて説明をして、ご理解をいただいて現在の海岸沿いについては、県の防潮堤とかの整備を進めて検討を進めていかれるので、それでいろんな検討をしていこうという話で、現在に至っているという状況であります。

○出席者 A (渋谷) 分かりました。ありがとうございます。

○司会 他に何かございませんでしょうか。今回、漁港の背後の地区ということですので。

○出席者 B (新場) 今回、漁港がメインになると思うんですけど、先ほどもお話しがあった、利便性を考えてやらなくてはいけないという話があったんですけど、現実的にこれを見ますと、今現在の漁の網とかそういうものを置いてある手前に防潮堤を作る。そうすると、利便性というのが要するに船の運用が相当厳しくなってくるんじゃないかと思うんですよね。例えば今、網を置いてある場所をここにする。そういう問題も出てきますし。本当にこれも簡単にはいかないんじゃないかなと。

我々、地元の方は、まず浸水のことを考えればいいんですけど、漁師の方たちは毎日のように漁に出ているわけですよ。それも暗い夜中の1時2時に漁を始めているわけですね。そういうような状況の中で活動していますので、その辺のところは、十分組合の方たちと話し合ったうえで進めていっていただきたいと考えます。特にこっち側にもずっと建物は倉庫でしょ。ずっとありますよね。そういうようなところで道路

との間に相当広い部分があるんですけど、そういうものも利用しているかと思うので、話し合ったうえで。

それともう一つなんですけど、これですと 60 センチの高さというようなことなんですけど、そうするといくらかも建物の被害とかそういうものって無いんじゃないかなって気がするんですけど、新場の方で少しあるぐらいかな。60 cmの防潮堤、この高さが出来るんでしょ。そうすると新場のあたりがずっと低いんですけど、それからもうちょっと向こう（城山）に行くと高くなりますから、この辺だけなんですよね、新場の方だけ。田町とか城山の方なんて、ほとんどこの道路に沿ったところくらいしか、あれないでしょう。これ 60cm あげるのだけだと、新場くらいなもんだよね、被害があるのは。渋田と塩田が若干あるか。

○市 水産商工観光課 新場区さんが一番初めに申し上げた防潮堤の位置等につきましては大原支所長さんがいらっしゃいますけれども、仮にやるとしたらこういうイメージだということで、あくまでもイメージだということでご説明があったと思います。

今後、例えば、大正丸さんの手前までは、防波堤があるので、その上に嵩上げをしていけばいいんじゃないかと、それから先が逆にそもそも防波堤がありませんので、今、千葉県の方で、ちょうど漁具等が置いてある場所あたり、納屋がずっと多賀吉さんの坂上がるぐらいまで納屋があると思うんですけど、そこの手前あたりに 3 m ぐらいの防潮堤をどうかということでもありますので、この件については、今日、漁協さんは見えてないので、また改めて今後協議が進んでいくのであれば、限られた漁港の面積でありますので、そこについては南部漁港事務所さんも入ったなかで、もし防潮堤を漁港内に作るということであれば事前の調整が必ずでてまいりますので、そこについては区長さんのご意見を伺ったうえで、今後また漁協さんの方にも伝えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○出席者B（新場） ちょっとね、私が心配したのは、今日、漁業者が見たらないみたいだったから、だから、ちょっと心配して言ったんですよ。

地区の話だけで、実際に動いている人たち、毎日、漁に出ている人たちの意見が聞けないんじゃないかなと思って、はい、わかりました。

○司会 他はどうでしょうか。要望とかでもいいですし、大原の海水浴場の方にも防潮堤ができるんで、お祭りもあります。汐ふみの神輿がいきますので、そういったことの質問でも何でも構わないです、使いやすくしてもらいたいとか、ご意見とかあればどうですか。

それでは、いすみ市の方から確認じゃないんですけど、前回の第 1 回の会議のときに、ちょっと議論になった案件なんですけど、防潮堤の建設の位置のことなんですけれども、日在浦海岸の方になります。

サイクリング道路がずっと南北に走っていますけれども、今回、お手元資料の 16

ページあくまでもイメージ図ですけれども、15 ページの方は何もない現状の状態。16 ページの方には海岸保全区域、その脇に保安林区域と書いてあります。今回、海岸保全区域の方に擁壁を作った場合のイメージです。この絵が出たときに当時の会議の中では、イメージ図の背後のサイクリング道路の方に作ることが出来ないのかとか、サイクリング道路を嵩上げできないのかという意見があったんです。

保安林というのは、今、説明いただいている夷隅土木さんとは、管轄が違うところなんですけども、そのなかでも保安林の方に防潮堤を作って、保安林を管理している部署と協議をしてもらいたいという意見もございました。

そういったことがあったんですけど、皆様はどうでしょうかというのをちょっと伺いたくて。

砂浜にそのまま作ると高くなるので、サイクリング道路を通ったときに海が見えなくなる状態になっちゃうので、サイクリング道路の方を嵩上げしてもらいたいという意見が多数あったんです。

皆さんはどうお考えになるかというのをお聞きしたくて、他に何かご意見がある人がいれば、お願いしたいと思います。

○**出席者B（新場）** サイクリング道路というのは、ただただ自転車を転がすための道路ではないと思います。やはりそこで鋭気を養ったり、遠くが見える景色、そういうものがいいと思いますし、観光の一環もあるかと思います。昔は貸し自転車屋が結構あったり、そういう状況でもあったんですけど、そんな意味からもやはり、あれ（サイクリング道路）を嵩上げしてやっていただくのが一番いいんじゃないかなと思います。

特に今もそうなんですけど、うちの近所の方が毎日のように砂がどうしても溜まっちゃいますので、その砂を撤去に毎日行っている方もおられるんですけど、嵩上げすることによって、そういうのも少しは収まってくるのかなと。

前は、こういう少し堤防があって道路があったんですけど、その時には砂がすごく溜まっちゃって、自転車で走れないような状況がずっと続いてたんですね。そんな意味からも、自転車道路を嵩上げすることが一番いいんじゃないかと思います。以上です。

○**司会** ありがとうございます。城山区さんどうですか。

○**出席者C（城山）** 自転車道路って何回か埋まって位置を変えていますよね。大昔ですけどね。これも嵩上げしちゃえば砂こないよね、でも、分からないけどね。確かに風があると埋まっちゃうものね。

○**司会** 港の方の関係ではどうですか。城山区さんは、開港部の所ですが。

○**出席者C（城山）** 防護壁 1mくらいだったら、なんか、いらない気がしますね。

何メートルの津波で計算しているか知らないけど、警報で動くんでしょ。台風で締めてるやつ、あんなイメージですよ。良く作るんだろうけど、私なんかは素人ですよ。

く分からないけど。

○**出席者B（新場）** 新場もこの辺が一番低い。写真にあるけど、それから先になると、道路の脇だけは道路と同じ高さなんですけど、それから少し上がってきたり、そういうところがあるから 60cm、1m ぐらいの堤防であればそんなに支障がないんだけど。

○**出席者A（渋谷）** 赤い部分は蓋をしちゃうってことですね。

○**司会** 先ほど南部漁港さんから、ご説明がありましたけど、何らかの方法で完全に蓋をするんじゃなくて開くようにするのか、これはまだ決定ではないんですよ。ここにこういったものを作ったらというようなイメージですね。南部漁港さん 60 cm をもう一度、防波堤があるからということで、その高さに収まるというのを説明していただけますか。

○**南部漁港事務所** はい、このイメージを見てもらと、現状の漁港施設が防波堤ですとか、消波ブロックですとかございますので、そちらにまず来た波が当たって軽減されるということで、日在浦の方ですと高さが 5.8m になるんですけども、ここですと 3m 同じ波ですけども、防げるということの結果になってございますので、先ほどの道路の部分ですと、道路の高さが 2.4m ありますので 60cm の擁壁があれば大丈夫ということなんですけども、結局、擁壁を作ってしまうと漁港との出入り口をどうするのか、今空いているところを塞ぐとか、新しく作るとどこに作るのか、というのが検討課題になってくるのかなと思います。

○**司会** 外側の防波堤が、まず最初に波を殺して、奥にすれば潮位が下がるというイメージですね。高さが日在浦の方では 5.8m の高さですけど、漁港の背後の集落の方は外側の防波堤が効いているという形で、後ろに下がると潮位が下がるということの説明ですね。ちょっと数字的に言うと 60cm というのがすごく低く感じるかもしれませんが、道路自体も現地が 2.4m という形になっています。

○**出席者D（渋谷）** サイクリング道を嵩上げするということも考えているんですよ。さっきの話だと、後背部に新たに擁壁を作るというか、防波堤を作るというか。

○**司会** 今のこの絵はサイクリング道路の前という意味で、海側に今なっていますね。その後ろにというか、サイクリング道路の後ろ、松林の方ということですかね。そういうご意見があれば。

○**出席者D（渋谷）** でも一体にした方がいいですよ。嵩上げしてサイクリング道路プラス防潮堤、それが一番いいと思います。

○**司会** そういうご意見をいただいて、検討の一つの材料ということにしていきたい。

○**出席者D（渋谷）** これだと（海側の砂浜に防潮堤を建設）、ちょっと景観悪いですよね。

○**市 建設課** それですね、資料 4 の 1 ページ目ですね。

昨年、海岸づくり会議を行いまして、B 議員さんがサイクリング道路を嵩上げして

海が眺められるような形で、観光的にもそうしてもらった方がいいんじゃないかという、意見が出されていたところでもございます。

昨日、実は東海地区の区長さん対象に、勉強会したところですけども、今言ったように、保安林の中にやってもらうのも一つの案じゃないのかということも、実は意見が出ておりました。そんなところです。

○**出席者D（渋田）** 多分、後ろにやっちゃうとあれですね。毎日サイクリングとか歩いている人がいっぱいいますよね。もし津波が来たときに逃げられないから、階段を作らなきゃ、どこか上がるところを作らないと逃げられないし、そういう意味でも嵩上げの方が、いいかなと思います。

○**司会** 設計の中では、そういったところが反映されてくるとは思いますけど、位置はまだ決まっていませんので、どういったところがいいのかという、皆様のご意見を伺って、県の方で協議してもらうような形です。ここはもう意見聴取ということで。

○**市 建設課** 多くの方がサイクリング道路と防潮堤が一体となった施設がいいんじゃないか、ということは意見がありました。

○**司会** 他、何かございませんか。もうご意見があまりないようでしたら、先ほどいくつかが意見いただいていますけれども、こちらの関係をまた県と協議して、必要に応じて、こういう会議を設けさせていただくかもしれません。その時には、ご連絡させていただきますし、また違う何か進展があればご報告させていただくような形になると思います。それでは次第の5の「意見交換」は、これで終了させていただきます。

6 その他

○**司会** 次に次第の6「その他」になりますけれども、県の方は何もないということで、いすみ市の方からも特段伝達事項はございません。

7 閉会

○**司会** それでは、これにて会議の方を終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中、お時間を作っていただきまして本当にありがとうございました。

閉会 午後7時32分